

ID: 102

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の更新		
例規名 根拠条項	聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成3年 規則第1号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の更新) 第六条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書(別記様式第一号)を町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日